

# 淀川水系流域委員会 第27回琵琶湖部会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員 西野委員

日 時：平成 15 年 10 月 23 日 (木) 13 : 30 ~ 16 : 30

場 所：大津商工会議所 大ホール

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、只今から淀川水系流域委員会第 27 回琵琶湖部会を開催させて頂きたいと思えます。午前中の住民参加部会が延びまして、開始が遅れ大変申し訳ありません。それでは、これより始めさせて頂きたいと思えます。

司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせて頂きます。私は関西研究センターの新田です。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に、幾つかの確認とお願いをさせて頂きたいと思えます。

まず、配付資料の確認です。「発言にあたってのお願い」、それから座席表。本日は住民参加部会が午前中に開かれていますので、資料は共通で配付させて頂いております。従いまして、住民参加部会の議事次第も入っていますが、こちらは使用いたしません。

まず、琵琶湖部会の「議事次第」です。それから資料 1、「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」です。資料 2 番台、資料 2-1-1、2-1-2、2-2-1、2-2-2 は住民参加部会の資料ですので、琵琶湖部会では使用いたしませんので省略させて頂きます。資料 2-3 が「住民対話集会(円卓会議)の予定について」ということで、河川管理者からの提供資料です。

それから、資料 3-1-1、「琵琶湖部会意見(031023 案)」です。こちらの方は前回の検討会等を踏まえまして修正をされた意見です。それから、資料 3-1-2、「前回部会(9/24)以降に委員から寄せられた琵琶湖部会意見への意見」ということで、それぞれ 9 月 24 日の資料及び 10 月 14 日の検討会の資料等への意見があります。これらをもとにしまして資料 3-1-1 が修正されているということです。

それから、資料 3-2-1、「整備内容シートについての意見案(意見書作業部会とりまとめ案)(031019 版)」です。こちらの方は先日委員の皆さまにお送りしている資料です。それぞれ個々の整備内容シートについて意見を集約したものです。それから、資料 3-2-2、「整備内容シートについての意見とりまとめにあたって琵琶湖部会委員から寄せられた意見」ということで、これらをもとに資料 3-2-1 ができ上がっているということです。それから、資料 3-2-3 は「整備内容シートについての意見案(意見書作業部会とりまとめ案)への委員からの意見」ということです。こちらは現在意見募集中でして、昨日までに頂いた意見について、それぞれのシートに対してこういう意見が来ているということとりまとめをさせて頂いています。こちらの方は 10 月 26 日日曜日を期限に意見募集をいたしておりますので、まだ出していない方はご意見の方をお寄せ頂ければと思っています。

それから、資料 4-1-1、「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書第 部 - 河川整備の方針について - (案)031019 版」です。こちらは 9 月 30 日に出されました案をもとに、一たん意見照会をして、10 月 15、16 日の作業部会、17 日の運営会議を経て、先日委員の皆さまのもとに郵送させて頂いた内容です。それから、資料 4-1-2 が「意見書第 部『河川整備の方針について』(案)031019 版への意見」ということで、こちらも現在意見募集中のものを参考のため、つけさせて頂いております。

それから、資料 5、「10 月~12 月の委員会、部会、運営会議の日程について」ということです。参考資料 1、「委員および一般からのご意見」。参考資料 2、「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する委員からの意見」です。こちらは直接基礎原案に対してのご意見とし

て承っているものです。

以上が資料ですが、委員の皆さまのお手元には、委員のみですが、ペーパーを 3 種類ほど置かせて頂いております。これは全くの参考資料です。1 つは琵琶湖部会の意見ということで、改定意見反映バージョン 2、川那部改定と右肩に書いてある資料です。2 つ目が、琵琶湖部会の意見書の構成、追加検討についてのメモです。それから、3 つ目が、少し分厚くなっていますが、淀川水系河川整備計画基礎原案についての淀川部会意見書 031017 版です。以上が配付資料です。

あと、委員の皆さまの方には、机の上に過去の現状説明資料等をファイルの形で置いています。また、1 人 1 冊という形で、整備内容シートと基礎原案についても、あわせて机の上に置かせて頂いておりますので、ご覧頂ければと思います。

また、一般傍聴の方々には、共通資料ということで「淀川水系河川整備計画基礎原案」について配付をいたしております。既に何回か部会に出られている方は同じ資料となりますが、本日の審議に関係するものですので配付いたしております。もし不要でしたら、お帰りの際に受付の方にお返し頂ければ、コピーの節約等になりますのでよろしくお願いたしたいと思います。

それでは、次に一般意見の報告に移らせて頂きたいと思います。本日の参考資料 1 の方をご覧頂きたいと思います。

前回の委員会以降、一般の方々から流域委員会に寄せられた意見につきましては、全部で 13 件お寄せ頂いております。「余野川ダムを検討の前に検討すべき明らかな課題について」と題する意見、9 月 5 日提出の「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見」。以前寄せられた「大津放水路二期区間(5 河川)の継続実施に係る要望書」に関するこれまでの氾濫状況の資料が追加で届いておりますので、ちょっとサイズの関係で皆さまの方にはお配りできませんが、受付に閲覧用としては置いてありますので、ご覧頂ければと思います。それから、「水需要の精査についての質問」と題する意見、「『淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書(素案)』に対する意見とお願ひ」と題する意見書。それから、自然を大切にす施策に賛成、ダムは必要ないといったご意見。それから、宇治塔の島の景観、環境の復元の要望。「『淀川水系河川整備計画』に関して質問および意見」と題するご意見。「意見書(素案)訂正検討依頼」と題するご意見。ダムに関する新聞記事と意見書、川上ダムの建設に関するご意見、これはお 2 人からお寄せ頂いております。それから、「京都府企業局の水需要精査について」と題する意見等が寄せられております。

最後に、発言にあたってのお願いを申し上げます。本日は一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けて頂く予定となっております。その際に、「発言にあたってのお願い」をご一読の上、簡潔に発言の方をよろしくお願ひいたします。なお、発言にあたっては、本日の部会の審議に関連する内容を中心に発言頂ければ幸いです。審議の最中には一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それから、一般傍聴の方々、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、必ずマイクを通して、最初にお名前をちょうだいした上でご発言頂くよう、よろしくお願ひいたします。

本日はちょっと開始が遅れましたが、予定としましては 16 時 30 分に終了させて頂いた

いと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、川那部部会長、よろしくお願いいたします。

川那部部会長

それでは、始めさせて頂きたいと思います。今日は 16 時 30 分までにできるだけ終わらせたいと思っています。どのようなことがあっても 30 分以上の延長はしないということにしているのですが、委員の皆様には、今日はひょっとすると超えるかも知れないと申し上げてあります。何とかして 16 時 30 分までにできるだけ、と思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは資料 1 を使って庶務の方から説明して下さい。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料 1 の説明]

川那部部会長

資料 1 に関する報告について、質問やご意見はありますでしょうか。

それでは、資料 5 をもう一度見て下さい。庶務の方から説明をいたしましたように、最初の予定としては、10 月 29 日に委員会を開いておしまいにするという予定でしたが、意見書の第 1 部を確定するためにはもう少し時間がかかるという話になり、12 月 9 日が最後の委員会になるということになりました。

従って、現段階で議論しなければいけない問題としては、1 つは、委員会として、資料 4 - 1 - 1 「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書 第 1 部 - 河川整備の方針について - (案) 031019 版」というのが出ておりますけれども、それに関する議論を委員会全体でしなければいけません。これは部会で議論する問題ではないと思うので、各委員が意見を出して頂いて、委員会で審議することになると思います。特に琵琶湖部会として、どうしても言っておくべきであるというようなご意見がもしありましたら、後で議論をして頂きたいと思います。

それから、資料 3 - 1 - 1 「琵琶湖部会意見 (031023 案)」があります。これは意見書の第 4 部にあたるものです。先ほど庶務から話をしてもらいましたように、各部会ではできるだけ基礎原案の第 5 章に沿った形で具体的に意見を出して欲しいというのが運営会議の意見でした。治水、利水、環境、利用等々という分け方は、ある意味で大事なことであるけれども、一方では、全体として、治水も利水も環境もあわせた議論をしておくことが琵琶湖部会の意見書には必要であるというご意見が続いてきております。琵琶湖部会だけになるかも知れませんが、資料 3 - 1 - 1 にありますような「琵琶湖部会意見 (031023 案)」というようなものがまずついて、その後ろに基礎原案第 5 章に係るものを書くということで運営会議で一応了承を得ました。

従って、今日は、中村委員が中心になって、作業部会としてつくって頂きました琵琶湖部会の意見について議論をして頂くというのが 1 つです。先ほど申しましたように、12 月 9 日まで延びましたので、今日、確定する必要はありません。今日は、一言一句までは議

論をしないでおきたいと思っております。委員の方には、琵琶湖部会の意見の前半について、私なりの文章として書いたものをお渡ししておりますので、それも、ごくごく簡単な参考として見て頂きながら、資料3-1-1についてのご意見を頂きたいというのが1番目です。

それから、各整備内容シートに関する意見は、10月26日必着で各委員から作業部会あてに出して、29日の委員会で確定をしたいということになっています。

ただ、基礎原案の5章を見て頂きますとおわかり頂けますように、例えば、基礎原案の31ページ、「5.具体的な整備内容」、「5.1河川整備計画策定・推進」という項目で、1ページ半にわたって書いてあるわけです。この中で、整備内容シートになっているのは、河川レンジャーをどのように考えるかという項目1つだけです。

河川レンジャーの項目については10月29日の委員会に確定する必要がありますが、それ以外の内容に関しては、いろいろな議論をしなければいけない部分があるのではないかと思います。あったとすれば、それを琵琶湖部会の作業部会でつくって、そして来月までに議論をしなければなりません。作業部会で話を始める前までの、この点だけはこのように考えるべきというご議論を今日して頂きたいというのが2番目です。

その2つのことを琵琶湖部会としてはきちっとやっておきたいと思っているわけです。そのような進め方でよろしいですか。

ということであれば、資料3-1-1「琵琶湖部会意見(0301023案)」の前半、第1章から第4章について、ご議論を頂きたいと思います。

前もってたくさんの方からご意見を頂いて、それらを中村委員に整理して頂いたと聞いておりますが、中村委員、何かご説明があれば、よろしく願いいたします。

#### 中村委員

では、経緯と手続的なことだけを簡単にご紹介したいと思います。

資料3-1-1の前のバージョンというのが、9月24日の琵琶湖部会に出ており、それが今回のバージョンに変わったということなのですが、9月24日から今回までに出された意見というのは、1つは今日配付されている資料3-1-2で、「前回部会(9月24日)以降に委員から寄せられた琵琶湖部会意見への意見」の中に載っています。この他に、9月30日の委員会がありました。委員会に出された意見の中で配慮した方がよいものは入れさせて頂きました。それから、9月24日以前に、その前のバージョンに対して出された意見も全部確認させて頂きました。

それを皆さまに一度お返しして、庶務の支援を得てまとめたのが、今回の資料3-1-1です。何が変わったかといいますと、10ページ以降の2.3に連携というのがあるのですが、ここは大きく変わっております。前回のバージョンでは、箇条書きでポイントだけ説明していたのですが、文章の前後関係だとか他の項目との関連等で、量的に増えているということです。資料3-1-2にある嘉田委員からの意見、小林委員、江頭部会長代理から出てきているご指摘が加わってでき上がったということです。

もう1つは「2.2琵琶湖の水位について」です。西野委員から水位の記述の修正案が出ていました。内容的には殆ど変わっていないと思いますが、内容を充実するというような

ことで、補完的な情報を入れるということになりました。

それから、9月24日のバージョンは、委員会で意見として出されてきたものを集約することに集中していましたので、基礎原案、或いは第2稿との関係は、前のバージョンでは出ていませんでした。河川管理者が河川整備計画を第2稿から基礎原案にバージョンアップされたということと、それに対応して委員会の方が委員会意見書というのをつくっていましたが、それと琵琶湖部会の意見を合わせるという意味で、1つは基礎原案のうち琵琶湖部会として評価できることはそういう記述にするということで、どこが評価できるかということを入れてあります。

それから、今日決めた方がよいと思うのは、9月30日の委員会に出すためにはこの概要が必要だということでお出ししました。しかし、今の段階では概要は必要なく、意見書の中から外してよいのではないかというご意見もありますので、決めて頂きたいと思います。概要と部会意見は整合するように気をつけて書きましたので、外して構わないと思います。

川那部部会長

それでは、ご意見を承りたいと思います。概要をどうするかは最後にさせて頂きまして、1ページから12ページまでの内容についてご意見を頂きたいと思います。

寺川委員

まず1つは8ページの「2.2 琵琶湖の水位について」のa(2)です。ここで、『基礎原案』では、『ダムからの水供給のみで琵琶湖の水位を調整し、河川の瀬切れを解決している』という文言があるのですが、「ダムからの水供給のみで琵琶湖の水位を調整し」という表現は正しくないと思います。「琵琶湖の水供給で」とした方がよいだろうと思います。

というのは、基礎原案の34ページに「5.2.2 水位」があります。この(3)に、「琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策を検討する」とあるわけですが、ここには「(1) 瀬田川洗堰による水位操作(再掲 5.2.2(2))」ということで、5.2.2(2)には「瀬田川洗堰において」云々とあるわけです。或いは、「(2) 関係者と連携した」とか、3)で丹生ダムからの放流で調整、確保するということになっているので、この「のみで」という表現は正しくないと思います。

川那部部会長

寺川委員がおっしゃったように、直す必要があると思います。他にありませんか。

今日いらっしやらない方がお書きになったのですが、これは最終的には作業部会でおつくりになったものですので聞かせて頂きたいと思います。2つありまして、4ページの一番上にかかなり長い文章で治水について書いてあるのですが、河川管理者にどうしてほしいのかよくわかりませんし、その内容があまりはっきりしなくて、言葉は悪いかもしれませんが、一生懸命説明しているという感じがします。少し文章を変えた方がよいのではないかという気がいたしました。

それから、もう1つ、これも書いた方がいらっしやらないのですが、8ページから9ページにかけて、「絶滅が危惧される種のカゴロブナとホンモロコについては」とあります。

ここも私にはわかりにくかったところです。どうしてこの2つの種類だけ選ぶのかということと、「影響を受ける、在来魚類の産卵や個体数の減少」という辺りの文章がどういう意味かよくわかりませんでした。文章の問題というよりは、中身についてお聞きした上で直す必要があるのではないかという気がしました。

これは個人の意見です。

寺川委員

川那部部会長のおっしゃった総合的治水ですが、ここは私も大分直したのですが、きちんと書き直す必要があると思います。

西野委員

8ページと9ページ、琵琶湖水位の現状と問題点のところ、試験運用をやるべきだと書いたのですけれども、具体的にどのようにやるべきかまでは書かなかったことが気になっておりました。整備内容シートについての意見として、資料3-2-1の環境-30の方には書かせて頂いたのですが、それをここに入れて、書き直したいと思います。具体的には、水位操作の試行にあたっては、試行の影響が十分予測できないことから、具体的な試行のあり方そのものをもっと慎重に検討すべきであるという内容を追加したいと思います。

川那部部会長

他にはいかがでしょうか。

書く順番ですが、主要課題に対する具体的な見解は、水位を1番にして、2番目にダム、3番目に連携をするという順序の方が、非常に素直な感じがいたしておりますが、いかがでしょうか。

中村委員

今、庶務に確認したのですけれども、お2人に1つずつ、修正部分がカラーで書かれている資料が配付されています。それをご覧になった方がおわかりやすいかと思います。

この資料は資料3-1-1と内容は同様です。修正履歴をイタリック、またはアンダーライン、取り消し線で示してあります。

寺川委員

2ページの下ですが、「河川の自然環境・生態系の『整備・保全』」という項目の下線の引いているところで「自然・川の本来の機能を回復する」とあるのですが、この「自然・」は必要ないのではないかと思います。

川那部部会長

言葉の問題については、改めて議論させて頂きたいと思いますが、内容に関しては、これくらいでよろしいですか。

三田村委員

11 ページに琵琶湖学習船「うみのこ」のことを書いて頂いたのはありがたいのですが、今後30年後までのことを考えると、「うみのこ」は現在老朽化しておりまして、教育委員会でも苦慮しています。改修には莫大なお金がかかりますので、要求したいのだけでも通るかどうかわからないのです。小学5年生の今のような形の取り組みが今後も継続できるかわからないので困っているのです。この表現をそのまま残して頂くのは非常にありがたいのですが、それとともに、滋賀県との連携等についても、今ある環境学習にかかわらず、よりよいものはよりよいものにしていくというようなことを書き入れて頂いた方がよいと思います。

江頭部会長代理

滋賀県や他省庁との連携というところで、例えば滋賀県でおつくりになっている淡海の川づくり検討委員会との連携について書いてあるのですけれども、淡海の川づくり検討委員会というのは常設委員会ではないのです。ですから、書き方を少し注意した方がよいのではないかと思います。そういうところが2、3カ所ありますので注意して頂きたいと思います。

川那部部会長

他にはありませんでしょうか。

一応、資料3-1-1の審議は終わりにしたいと思います。あとは、ご意見をできるだけ早く頂いて、それを作業部会で直して頂いた上で、最終的な案を事前に皆さまにお送りをして、これでよろしいということになりましたら、来月の運営会議に出して確定をさせて頂くということによいでしょうか。

寺川委員

概要に「2.1ダムについて」があります。この真ん中に、「工事以外は着手しないとしたことは評価できる」という文言があります。しかし、一体どう評価できるのかというような意見がありましたので、ここは「高く評価できる」として頂きたいという意見を出しておきたいと思います。

川那部部会長

わかりました。評価できるというのではどちらかわからないということですね。

西野委員

先ほどの話では、概要を前に出して、琵琶湖部会の意見を第5章に沿って書き直すということだったと思いますが、どうなのでしょう。

川那部部会長

概要をどうするかはまだわかりませんが、琵琶湖部会の意見というのが1ページから12

ページまでありまして、12ページの後に基礎原案第5章に対して言わなければいけない意見を入れるということです。

西野委員

そうしますと、基礎原案の第5章に対する部会意見はもう一遍新たに書き下ろすということですか。

川那部部会長

今からその議論を少しさせて頂くということです。

村上委員

9ページの「d 琵琶湖の水位と治水について」ですが、琵琶湖の浸水被害を減らすための瀬田川の流下能力の増大とか天ヶ瀬ダム你再開発も検討になっているはずなので、どこかにその文言も書き入れる必要があるのではないと思いますが、どうでしょうか。

川那部部会長

例えばどこにどのように入れるという考えがありますか。

村上委員

例えば、「a 水位に関する基本的な考え方」の(3)に「琵琶湖本来の姿を考えた場合、琵琶湖の水位については、水位操作規則の見直しや琵琶湖周辺地域の土地利用の再検討」というところを、「並びに流下能力の増大等の再検討、或いは天ヶ瀬再開発の再検討」という言葉を入れたらいかかというのが私の意見です。

川那部部会長

そういう点では、「2.2 琵琶湖の水位について」のaから(1)の間に入っている部分では少し不十分でということですね。

江頭部会長代理

水位操作については、下流の河道の整備段階と一体のものとして考える部分があるということだと思います。そういうことも入れた方がよいと思います。

川那部部会長

できるだけ早い機会に文章として頂くことができれば、作業部会も大変有り難いと思いますので、よろしくをお願いします。

よろしければ、次に進みます。基礎原案の5章に関して、琵琶湖部会は、そこは評価するのかしないのか、問題があるとすればどこなのかということについて、幾つかの議論をさせて頂きたいと思います。

「5.1 河川整備計画策定・推進」というのは、河川レンジャーの問題だけが整備内容シ

ートとしては出てきております。それに対する意見は、ここで議論をすることはないので、特に情報の共有と公開、地元との連携・協働、関係団体、自治体、他省庁との連携という部分について、既に先ほど議論したところに書いてあるからもうよろしいというご意見でももちろん構いませんし、このことは書くべきだという意見でも構いません。具体的に議論をして頂ければと思います。

ここについては、三田村委員が詳しいですからお聞きしたいと思います。淀川水系河川整備計画基礎原案を見て頂くと、あえて言えば、その中の1章から4章までに対する委員会としての意見は資料4-1-1として出ているわけです。それに対して琵琶湖部会はそのところは特に言わなくてもよいのかも知れないけれども、過去からのことから是非このことは言って頂きたいというのを書いて頂くという格好で、中村委員ご中心にやって頂いたということです。

そうすると、5章から後のところについて、改めて何か言わないといけないかということです。今までの分で大体よろしい、特に何も議論をする必要がありませんということであれば、5章については、ここに書いてある点については前に書いた通りであるというようなことを書いてしまったらよいわけですが、もう少し具体的な議論をする必要があるかどうかということです。

#### 三田村委員

基礎原案の5章に対応するようにまとめましょうというご意見が運営会議で強く出されて、12月の委員会で最終決定するということに決着したと思います。それをうけて、基礎原案の5章の具体的な整備内容に対応する形で書き直すということだと思っておりますが、私自身は5章の内容に対応するのは難しいだろうと思っております。それぞれ事情があると思っております。それぞれのテーマ別部会は、5章に沿って書くのが一番楽ですし、沿って書くべきだろうと思っておりますが、地域別部会と、それから住民参加部会については、基礎原案の項目には対応しておらず、全体に関わる部分を審議しているので、なかなか、5章に沿ってまとめるのは難しいと思っております。

住民参加部会については、川那部部会長がご説明なさいました琵琶湖部会意見のような形で終わっているのです。従いまして、琵琶湖部会で、住民参加部会がやっている部分を、ほぼ先ほどの部分で終えているということになりますと、ひょっとしたら5章に対応するところが一対一対応でなくてもよい、或いはもっと極端に言うと、ゼロでもよいというぐあいに私は思います。せっかく作業の結果で時間をとってもう一度やろうということになりましたら、あるところは書く、ないところは無理して書く必要はないと私は思っております。

#### 川那部部会長

その点、いかがでしょうか。あえて議論をしてもらうために議論をしているようなところがあって申し訳ないのですけれども、例えば5.1.2の情報の共有と公開及び意見交換というところでは、継続的にいろいろ設けると書いてありますが、琵琶湖部会でもそういうことは大事であるということは書いています。

例えば、「従来から実施しているインターネットによる情報公開を充実させる」、「マスメディアを通して河川に係わる情報をタイムリーに発信するよう努める」等というのがずっと並んでいるわけです。こういうものについて大変よいというのか、特に何も言わないのか、このようなものはつまらないと言うのかというような問題がないわけではないです。そういうのはどう考えるかというようなことで、ご議論があれば是非頂きたいと思います。

例えば、「(3)自治体、他省庁との連携」では、仮称の協議会等において相互に連携した総合的な取り組みを検討するとあります。それから、「連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題等は流域委員会に報告するとともに、一般にも広く公表する」と書いてあるわけですが、この内容については琵琶湖部会も、或いは委員会の方としても、このような協議会をただおつくりになるだけではなくて、むしろ「河川管理者」の方が、主体的・主導的・積極的に勉強なさるべきであるというような意見が書いてあるわけです。例えばこういったことをわざわざ書かなければならないこともない、或いはもう一遍繰り返し返して書くかというような問題がないわけではないです。

河川レンジャーそのものについては整備内容シートに書いてありますから問題ないのですが、それ以外に特に琵琶湖部会としては言うべきことがあるかということです。特にご議論がなければ、作業部会にある程度まで任せて頂けるということになれば、特に今日は何も議論しないでもよろしいということです。いかがでしょうか。

#### 三田村委員

基礎原案第5章の具体的な整備内容は、実は整備内容シートに対応している部分が多いのです。そういう意味では、整備内容シートで琵琶湖部会の委員が出された分、或いは琵琶湖に関係する部分を抜き出して、それを琵琶湖部会の案とさせて頂くと、自動的にできあがると思います。それ以外のところは、無理に対応させる必要はないように思います。

整備内容シートにない部分もありますので、そこは考えなければならぬかもしれませんが、琵琶湖部会としてやはり整備内容シートにあるものだけでは駄目だろうと思いますが、まず、整備内容シートから入られたら楽だろうと思います。

#### 川那部部会長

三田村委員がおっしゃった通りなのですが、整備内容シートに書いてあるものは、委員の手元の基礎原案に、庶務の方が赤文字で計画-1と書いてくれているわけです。ですから、5.1に関してはそのことしか整備内容シートにはないというのは、そのようにわかるわけで、従って他のところを書くかどうかという問題なのです。

もちろん抜けていると思うことがあって、「5.2 河川環境」のところには環境-1というように書いて頂いているけれども、例えば真ん中の3番目の「琵琶湖家棟川地区」というようなものは、実は整備内容シートには出ておりますが、ここには番号は書いてありません。むしろ、赤文字で書いてないような部分について特に何かを言うか、或いは赤で書いてあっても整備内容シートだけではなくて改めて詳しく書くか、ということだと思います。

### 三田村委員

整備内容シートは別にいたしまして、例えば基礎原案の 31 ページの下から 6 行目、黄色で、「河川レンジャーの活動拠点として」云々というのがありますが、これでは不十分だという意見が見落とされないようにご注意くださいと思います。

例えば琵琶湖周辺のあそこにもつくるべきだというご意見にはご注意を頂ければと思います。

### 西野委員

整備内容シートに書いていないものというのは、今すぐはできないけれども、今後 20 年、30 年後の河川整備を考える時には、やはり考えていかないといけないことなのです。環境・利用部会でも議論したのですが、環境保全の目標設定が大切だという話をして、ではどういう目標をつくったらよいのかというのが問題になり、現時点で目標をつくるのはなかなか難しいから、取り敢えず方向性を決めて、あとは指標を考えて下さいという辺りがスタートですねということになりました。その指標を考える時に何が重要かと言えば、情報なのです。

例えば琵琶湖の周囲の河川環境がどういう状態になっているかという情報そのものがあるとしても、だれもが利用できるような状態になっていないということが問題です。そのために情報の収集、共有、公表が必要だと提言したのですが、それが本来は 5.1 の情報の共有と公開に入ってくるべきだと思います。そういうところが、抜けていると思います。琵琶湖だけではなくて、琵琶湖・淀川流域全体に関わることを、具体的な事業として挙げるべきではないかと思います。

### 寺川委員

基礎原案の 5 章のうち、具体的な整備内容シートに上がっていない部分には対応しなければならぬと思っております。近畿地方整備局は今後 20 年から 30 年やっていきますということを示しているわけですが、例えば基礎原案の 5 章の 5.1.2 に対応する具体的な事業が整備内容シートの計画 - 1 だけでは非常に弱いと思います。ですから、作業としては大変なのですが、先ほどの琵琶湖部会の意見をベースにしながら、5 章の具体的な河川整備計画の中に上がっていて、かつ整備内容シートに上がっていない部分については、部会としての意見をとりまとめる必要があると思います。

そのための材料はそろっていると思いますが、とりまとめを行う時間がないので大変だとは思いますが、1 カ月、委員会も延びたということですので、委員が力を合わせてやりきっておく必要があるだろうと思っています。

### 川那部部会長

具体的なこととして、河川レンジャーという、整備内容シートに書かれている内容については、意見を 26 日までに出して下さいというお願いが来ているはずですが、例えば、資料 3 - 2 - 1 「整備内容シートについての意見案 (意見書作業部会とりまとめ案) (031019 版)」というのがあります。その内容には、「河川レンジャー計画の検討試行は『可』と判断する。

河川レンジャーの拠点を速やかに整備し、実施に向けて早期に検討・試行を重ねるべきである。河川レンジャーの境遇や権限・役割等は、住民参加型の『河川レンジャー検討委員会(仮称)』を設立しその中で検討し、河川レンジャー制度設置以前に定めておく必要がある。なお、河川レンジャーの人材育成に力を注がなければならないことはいうまでもない。当面、地域と密接に関わる産業者や流域住民等を採用すればよい。」となっています。

一方、河川レンジャーに関しての整備内容シートについての委員の意見を眺めてみますと、幾つかのところには、現在存在している河川、或いは湖に対して非常に大きな関心を持って、既にいろいろやっている人を考えるべきであるという内容については、「当面、地域と密接に関わる産業者や流域住民等を採用すればよい」という書き方になっているわけです。

ただ、個々の委員が書かれたもので、河川レンジャーの項目にとらえられていないというところは何かということ、先ほどの話にありましたけれども、当面既設設備で始めることは、それはそれで結構だけれども、少なくとも検討すべき問題としては、琵琶湖そのものを含む全域についても検討していくべきであるという意見が何人かの方から出ているわけです。それは現在の意見書作業部会のとりまとめには書かれていません。しかし、そのことについては、皆さまがそれを気になさって26日までにお出し頂ければよいわけで、ここで議論をしないでもよいことだと思いますが、問題はそれ以外のところについてどうなるかという議論のところになるわけです。そこはいかがでしょうか、ということなのです。

#### 中村委員

例えば計画-1でいきますと、9月24日のとりまとめ案の後ろに、実は具体的な整備内容シートに関する琵琶湖部会の意見を3つのカテゴリーに分けて整理したのを皆さまにお配りしているのです。

その1番目のカテゴリーが、整備内容シートの具体的な内容の変更、或いは修正意見ということで、村上委員、藤井委員、川那部部会長から具体的な意見が出ているのです。実は、これが委員会の整備内容シートの集約ということになって、具体的なものが落ちているという部分があるのです。それは琵琶湖部会の5章に相当する部分の意見で、どう整理するかは別として、確認しないといけないと思います。集約し過ぎているがゆえに、具体的な琵琶湖部会としての特別な事情で河川管理者に基礎原案5章の記述とあわせて考慮して頂きたいという意見を拾いださないといけないと思います。

#### 川那部部会長

まさにそのように思っております。その部分は整備内容シート内容そのものではないような部分については個々のところである程度まで調べておくことは可能なので、是非そのところに出していらっしゃる方は書いて頂きたいと思います。それから、整備内容シートそのものに関して抜けているような部分については、これは気がついた方が26日まで書いて頂くと、そういうことでよろしいですか。

或いは、中村委員の方で、もしも調べられたもので琵琶湖部会について、特に整備内容シートで書くべきものがあるとお考えになれば、それは作業部会の意見というよりは、皆

さまの意見として集約できる部分ですので、それを出して頂ければ、大変ありがたいことは確かです。

#### 中村委員

皆さまのご意見を整理しますと、1つは、個別には出ているけれども、全体で空間的に、湖岸全体として考えた場合に抜けているようなものはちゃんと拾わないといけないというような記述です。

それから西野委員が言われたように、時間的な広がりを見た時に、入っているべきもので落ちているものをどう考えるかということですね。

それから、3つ目が、江頭部会長代理がおっしゃられたのですが、例えば、淡海の川づくり委員会ときちっと連携するべきであるということを流域委員会と言うならば、その具体的な手がかりの部分については、基礎原案の5章に対応するこちらの方に入れないといけないと思います。

それから、4つ目が、河川管理者の方も、具体的な整備内容の基礎原案5章を非常に具体的に書かれているのですが、琵琶湖部会が読み取らなければいけないものが幾つかあります。例えば、ダムの検討は全て、有効である、効果があるということを出発点として検討するということになっているのですが、本当にそれでよいのかどうかですね。基礎原案の5章の字面以外のことをきちっと受け止めて、基礎原案5章のうち琵琶湖に相当する部分で、それを表現することができるかどうかということがあります。

それから、5つ目が、先ほどのまとめ過ぎの部分があって、具体的な内容の基礎原案5章に相当する意見が出ていたのに抜けてしまった、或いは薄められてしまった意見がないか、もう1回見直さないといけないだろうと思います。

#### 江頭部会長代理

琵琶湖部会は大きな特殊性があります。1つは琵琶湖流域というのが殆ど滋賀県に入っていて、しかも多くの川が非直轄です。直轄でないところをどうすればよいのかがよくわからないのですが、いわゆる自治体との連携のあり方と、自治体の中でも他省庁の問題を抱えている、そういう県なのです。ですから、そのところの具体的な話が出てこない限りは、なかなか河川環境の問題の議論がうまくできないと思います。

私は名案を持っていませんので、何も発言しなかったのですが、西野委員の話にしても、河川情報がちゃんとあるところというのは殆どないわけですが、琵琶湖内の水温とか水質とか、そういうたぐいのものはあるかもしれませんが、琵琶湖に入り込む河川の情報というのは殆どないのです。そういう連携の問題が1つあります。

それから、河川環境、琵琶湖の湖岸環境の面からいいますと、たくさんの河口を持っているわけですが、それが他の部会と違うところで、河川の縦横断形状の連続性の話が常に出てくるわけですが、その琵琶湖部会としてのまとめ方は少し慎重にやらないといけないのではないかと考えています。

## 中村委員

非直轄が非常に多いということがあります。それから、他省庁が管理し、琵琶湖集水域全体で河川管理計画との関係を考えていかなければいけない部分が多いということと、河口のことがあります。

妙案がないというか、どうするかというのは、難しいのです。国土交通省がそういう状況の中で、イニシアティブを発揮しやすいような方向を意見書で記述するというので、次の流域委員会の性格だとか役割だとかいうようなところに反映されていくようにするのが重要なポイントかなと思います。

## 江頭部会長代理

全く反対な意見を言わせて頂くと、国土交通省がイニシアティブをとるのではなくて、むしろ自治体がイニシアティブをとれるような、そういう体制というのが大事だと思います。自治体だけではどうしようもないわけですから、他省庁ですね。特に農林漁業面との連携ですね。自治体と他省庁との連携といいますか、そこら辺がうまくいくような何かを考えるということが必要ではないでしょうか。

## 川那部部会長

その部分は琵琶湖部会では、大分議論をしていますね。ですから、国の直接の「河川管理者」と言われるところからは、どのように手を差し伸べることが必要かと、こことしては実は権限はないのだけれども、県が一応国から預かってやってらっしゃる部分の方からは、どのように言えば、国との間の関係でも、ちゃんと連絡がとれるかということ、何とかして欲しいというのはいろいろ考えているわけです。そういう部分について、或いはかなり抽象的だろうけれども、もう既に4章のところにも書いてありますけれども、具体的なところで例えばこういうものがあるということを書くことは大事かもわからないですね。

## 寺川委員

イニシアティブの問題は難しいと思います。どちらがイニシアティブをとるかということではなくて、やはりそのテーマ、或いは課題によって進んでいる方が積極的な提案をして、今回重要視している住民意見の反映という観点から住民から意見を聴いて、プロセスや仕組みをきちとつくっていけばよいと思います。

流域委員会を振り返りますと、2年9カ月あまりにわたって、川のこと、或いは琵琶湖のことを議論してきたのですが、恐らくこのような委員会はこれまでになかったでしょうし、将来にわたってもなかなかできないのではないかと感じています。そういう意味では、ここで議論し、蓄積してきたものを、これからの川づくりや琵琶湖を守っていくために使わなければ、住民に怒られると思っています。

すぐれた部分、進んだ部分については、滋賀県にも反映して頂きたいですし、当然国土交通省だけでできることではありませんので、滋賀県なり、或いは他の省庁が関係してさ

らによくしていくということだと思います。より積極的な連携、或いは協議が、具体的に進んでいくような方向に持っていくということが大事だと思います。

そういった点について、基礎原案の 5 章に対応する意見の中に入れられたらよいと思っています。

川那部部会長

寺川委員がおっしゃったように、長い時間をかけて、議事録等は全部公表されて、これだけががんばってやってきたのですから、ちゃんと理解しろというのは、それは 1 つの立場で私もそう思います。

極めて具体的には、提言を出し、「河川管理者」から出てきた基礎原案に対して、ある意見を具体的に出すということが表でありまして、あとのものはいわば裏ですね。ですから、表のところにとりだだけのことを書くかということになるわけです。今までのところで琵琶湖部会としては出している、先ほど言いましたようなもので終わりにしてよいかどうかという、まさにそういう議論なのです。

ですから、そのところについてはどうしても出さないといけないと思いとすると、やはり本当に作業部会をしないとしょうがないということになると思います。その辺のところをどうしていったらよいかということを経験して頂きましょうか。

私自身のところで申し訳ないのですが、例えば琵琶湖に関係するような問題のところでは、基礎原案の 33 ページを見て頂くと、真ん中辺りにちょうど「野洲川河口部(河口砂洲を含む)」環境 - 13 というのが書いてあります。ここについては他の方もいろいろとおっしゃっているのですが、例えば私は、野洲川河口部と書かれている部分は、全体の河口ということを考える場合には極めて狭い範囲であるので、もっと広い範囲について検討する必要があると言ってあるわけです。その他に、先ほど江頭部会長代理もおっしゃったように、琵琶湖にはたくさん河口があるわけです。野洲川だけの問題ではなくて、まずは例えば直轄である草津川については同じようなことを検討すべきではないかというのが 2 番目に書いています。

3 番目には、そうは言いながら、直轄ではないような琵琶湖への流入河川一般についてもどのように考えるかを検討という形で考えて欲しいというようなことを言って、それは意見書作業部会とりまとめ案に、殆ど全部入っているというのがあります。これは作業部会がどう扱われるかは別にして、例えばそういう部分については基礎原案の 5 章に対応する意見のところ、改めて整備内容シート以外で言うかどうかという問題もないわけではありません。

それから、もう 1 つ別の話をさせて頂くと、琵琶湖家棟川地区ビオトープにおける植物モニタリングを住民と実施するというような内容が環境 - 27 にあります。それは例えば意見書の作業部会は、幾つかのことが書いてあるのですが、もちろんそれだけのことは書いてあるわけです。別紙コメントという中に、私はあえてたくさん書きまして、家棟川についてはどういうことをするのが好ましいというのと同時に、現在琵琶湖の各地域においては、例えば内湖の復元であるとか、水田との関連であるとか、内水面の沿岸についてのいろいろな問題を、水資源開発機構だとか県の河港課もいろいろなことをお考えになってい

ます。或いは地方自治体の一部が県との協力を得ながら何とかやってらっしゃるところでもあります。

例えば、早崎内湖の干拓地の一部をおやりになっているのもありますし、津田内湖の干拓地についてやられたのもありますし、湖西地区の北部でやってらっしゃるものもあります。それから、低水路をどうかするというようなことをお考えになっているのもありますし、それから葉山川の河口部についておやりになっているものもあります。県の方はそれ以外にもたくさんところでいろいろな沿岸のことをおやりになっているのがありますし、或いは河港課だけではなくて、水産課辺りはいろいろなことをそういうことでお考えになっているようなところもあるわけです。

このようないろいろなものについて、できるだけお互いに、相談とは言わないけれども、せめてお互いに知り合いながらやるようなやり方をここに書いた方がよいのではないかと思います。あえて整備内容シートに、これも検討、検討、検討と全部入れていくのが望ましいと書いてあるのですけれども、その書き方はいささか強く書き過ぎたところもあって、例えばそういうような問題について、こういうところに書くというようなことも、或いはあるのかも知れないと思います。これは個人の意見です。

というような内容をどうやって入れていくかということになると、やはり本格的に何人かの委員で考えないといけないことになると思います。今までおやりになっていない委員、例えばこの部分を見直してやろうという方がよいと思います。整備内容シートにはいろいろな意見が出ているわけですから、そこを少し見直してやろうとおっしゃって下さると、議論ができると思います。

その辺について、具体的にどのように作業部会でやっていったらよいかということについて、何かありませんでしょうか。どういうことをやるかは中村委員がおっしゃいましたように、ある程度の資料は既にあることは確かです。それを見直しながら書いて頂くというようなことがどなたかにお願いできるかというようなことです。いかがでしょうか。作業部会として一番よくやって下さって、一番よくご存じなのは中村委員なのですが、今から来月の半ばくらいまで殆ど日本にいらっしゃらないというようなこともあって、基礎原案の 5 章に対応する意見について、どなたかお考え頂けないかということです。

そういうことを書いて頂く委員が出てきて頂いたら書くということにして、積極的に出てこなければ、それはしょうがないということにするという手もあると思います。

見て頂くとわかるように、かなりの程度に具体的な問題が整備内容シートに対する意見として書いてありますから、その中に出てくる意見を集約するという格好で、基礎原案の 5 章に対する意見はできるのではないかと思います。一番面倒なのは 5.1.2 の連携の部分かと思っていましたけれども、それは先ほど議論をして頂きましたから、どなたかが時間を使って頂ければできることには違いないと思います。

このへんで 15 分、休みにしましょう。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは 15 時半再開ということによりよろしくお願いいたします。

〔休憩 15:15～15:30〕

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、そろそろお時間ですので、これから審議を再開いたしたいと思います。川那部部会長、よろしくお願いいたします。

川那部部会長

ご意見が特に出なければ、私の今までの琵琶湖部会での経験からいうと、これだけのことを申し上げてほうっておきますと、大抵の場合、どなたか何人かが、やってやろうかとおっしゃって下さる委員が出てくるのが今までの例ですので、そういう形でやらせて頂くということではいかがでしょうか。もちろん、その場合には間違えて駄目だという場合があるわけですが、どうしてもなくなったのであれば、それはないので、しょうがないので、どなたか、整備内容シートをそのままとは言いませんが、こうこうこうであるということだけでしまいませて頂くというようなやり方で、最悪の場合はそのようにさせていただきます。私の予想としてはある程度まで考えて下さる方がきっと複数出てくるだろうと思いますので、そういうことにさせて頂いてよろしいでしょうか。

スケジュールとしては明白に1カ月延びましたが、繰り返して言うと、延びたのではなくて、資料4-1-1にあたる部分と、整備内容シートについて、これは実施してもよろしい、或いはこれは検討してもよろしいと、いろいろな意見はつくにしても、或いは実施と書いてあるけど、実施してはいけないとか、逆に言うと、検討と書いてあるけれども、実施しろとかいうような意見は、今月の29日に確定しなければいけません。これは変わっておりません。

しかし、それから後の各部会からの意見であるとか、或いは整備内容シートの周りに属するような問題であるとかというようなことについては、1カ月延ばしてもよいということになったわけです。ある意味では、「河川管理者」の方も、このことは少しでも早くやろうと思ってらっしゃるわけです。はっきりした形で今月中に考える方がよろしいというのが全体の意見ですので、そのようにさせて頂きたいと思います。最後の委員会は12月9日に開催予定で、その前に琵琶湖部会を開くかどうかについては、まだ考えておりません。それで、先に私自身のことについて言いますと、10月の終わりで大抵もう終わってしまうと思ったものですから、11月にありとあらゆるスケジュールを詰めてしまったので、部会を開くことができる日というのが、私自身が出る日もあまり多くないのです。というようなことも含めて、かなりの議論を今日もしして頂けるとすれば、後はとにかく作業部会が考えて頂いたものを皆さまにお送りするということにさせていただきます。皆さまが、大体このようなことでよろしいとおっしゃれば、部会を開かないということですが、どなたかが絶対に部会を開かないと大変であるとおっしゃって、私なり江頭部会長代理も含めたところが、そうだと思った時には、部会を開かせて頂くというような形をとらせて頂きたいと思っております。

部会を開くという時になって、定足数が足りなかったら検討会になってしまうということもやむを得ないかと思っています。できるだけ、ここまで議論をしてまいりまして、先ほ

どの話で言えば文章をどうするかとか、いろいろなものを整理したものをどのように、過去に出てきたものをどう入れるかということですので、できるだけメールその他でやれるならやってみるといふことにしたいと思います。もちろん、委員の方はご遠慮なく、これはちゃんと集まって議論しなければいけないと本当にお思いになる場合はおっしゃって頂くということに進めたいと思っていて、最後には確認をさせていただきます。

どなたかがやって下さると考えて、河川整備計画基礎原案の5章の対応について、どうしても琵琶湖部会として言うておかないといけないこと、このことは議論しないといけないということがありましたらおっしゃって頂くということにさせていただきますけれども、いかがでしょうか。

#### 寺川委員

基礎原案の5章への対応については、未定稿ですが淀川部会の意見書があります。これは委員に限り配付になっておりますので、一般の方には申し訳ないのですが、5章対応の大枠といいますか、基本的なひな形としては、これを参考にすればよいのではないかと考えております。

琵琶湖部会としては、基礎原案の色つきの資料で琵琶湖に関係している部分については明示して頂いておりますので、淀川部会の意見に琵琶湖の意見を加えるということによいと思います。淀川部会の意見書ではありますけれども、当然各章、項について、琵琶湖部会との整合性、或いは猪名川部会との整合性が当然なければおかしいわけです。もし淀川部会の意見書に対して全然違うということになれば、淀川部会の意見も直してもらえないといけないと思います。そういったことも踏まえながら、琵琶湖部会の意見をここに押し込んでいくということも1つの方法だと思います。その辺についてもご検討頂きたいと思っております。

#### 三田村委員

淀川部会の意見書は他の部会でも踏襲していらっしゃるひな型だと思いますが、琵琶湖部会はこの形にはもっていけないと思います。お手元には、本日の住民参加部会の資料があります。中身は全然違いますが、サンプルとしてはこういう形に近づくのかなと思います。資料2-1-1です。初めの方に基本的な考え方があって、それが先ほど来ご議論なさっている部分だろうと思います。

4ページのところからが淀川部会に相当する部分なのかなと思います。そのようなイメージがよろしいのかなと想像いたします。

#### 川那部部会長

実は031017版という案は既に淀川部会に出ているのですが、これは10月22日の、ある方の修正案のままなので、今日皆さまにお配りしていないという内容なのです。これはいろいろな意味で参考になりますというだけではなくて、委員会の作業部会でやるものにも、このやり方がある程度まで使うことを、この前の運営会議では使ってもよいということでした。そういう点では、まさに三田村委員がおっしゃって頂いたように、

資料 2-1-1 のような言い方で、既に中村委員がつくって頂いたものがあって、5 章対応というところからつけ加わっていき、その中で、特に琵琶湖に関係するような問題が入ってくるという形にまさになるのだと思います。寺川委員がおっしゃって下さったのも、その通りだと思います。

それでは、淀川部会の意見、或いは住民参加部会の意見等というようなものをひな型として参考にしてもらって、いろいろと考えていくという形で、どなたか複数の方がきつとやって下さるだろうと考えて、さて、基礎原案と、今の資料 2-1-1 と、それから委員限りに配付している淀川部会の 10 月 22 日修正案を並べて見て頂いたところで、特にご意見を頂くことがありますでしょうか。

中村委員におっしゃって頂いたように、既に今までにあるものをある程度まで整理するとすれば、かなりの部分はでき上がりますし、意見の対立の部分は既にかんりのものについてここでは議論をしておりますので、大きな対立が出てくるということはきっとあり得ないと思うのです。何かその辺ではありませんか。

中村委員

これも委員だけに配付しているものだと思いますが、未定稿で「琵琶湖部会の意見書の構成、追加検討についてのメモ」というものがあります。庶務に書いて頂いたメモがあるのですが、これはどうでしょうか。

川那部部会長

庶務に説明してもらってもよろしいですし、或いは中村委員がこれを見ながら説明して頂いても結構ですが、どちらが言われますか。

それでは、庶務は大変親切にも、「琵琶湖部会の意見書の構成、追加検討についてのメモ」というのを書いてくれました。当然、庶務としての意見ですから、琵琶湖部会で考えないといけないことですが、庶務説明して下さいませうか。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、簡単にご説明をしたいと思います。今までのご議論で大体おっしゃっている通りだと思います。追加検討の方針ということで書かせて頂いております。これにつきましては、基礎原案 5 章の記述に関して、琵琶湖と流入河川における整備内容の構成等について検討を行うという大きな方針で、それにつきましては、基本的には幾つかの検討の視点を挙げさせて頂いております。

これは先ほど来議論して頂いております、資料 3-1-1 の琵琶湖部会のとりまとめというのが大きな全体の方針だという前提で、その方針をもとにして、5 章の基礎原案についての記述のところで、もう少し具体的にやっていく必要があるということで、その際の検討の視点として、幾つか挙げさせて頂いております。

1 つは、現状の基礎原案に追加すべき整備の内容はないのかということで、例えば水位のところ議論頂いておりますような、夏場の降雨期の水位の上昇といいますが、その辺りを維持するような水位の検討ということで、その辺の内容は、資料 3-1-1 のところか

ら引っ張っております。そういう部分の施策の構成についての追加なり追記といたしますか、そういう部分の検討の視点をあげています。それから、それぞれの内容について、他に実施、検討する適当な場所がないかということで、先ほど西野委員がおっしゃっていたような、空間的な広がりを見た場合の追加の実施箇所等についてです。ですので、この地区ではなくて、同様の検討を 地区でも行って欲しいというような、これまでの議論を例にとるとそういうことになるかと思えます。

それから、施策の連携を考慮して総合的に行うような方策はないのかということで、琵琶湖部会検討会等では、沿岸の休耕田をビオトープとして、または遊水地として整備するような方向性はないのかというようなご議論も出ておりました。そのような観点から具体的に追加検討ができるのではないのかというような方針です。

それから、その次の構成案としましては、先ほど皆さまがおっしゃって頂いたように、まず琵琶湖における河川整備の基本的考え方という部分があります。これは琵琶湖部会意見で、大体1章から4章に対応するものだろうと思えます。2番目が河川整備の内容についてということです。これが5章対応なのですが、1の基本的な考え方の部分と、具体の整備内容みたいなものをつなぐという意味で、琵琶湖における整備方策の考え方というようなものがあるのではないのかということです。その辺、水位の話とか、沿岸域の話とか、水陸移行帯の話とか、先ほど出ております河口の話とか、大体の大きな方針といたしますか、もう少し具体的なものと、資料3-1-1の基本的な考え方をつなぐような部分があって、最後に「(2)整備内容についての意見」ということで、次のページにあります。これについての書き方は、例えば「5.2の河川環境」のところ、できるだけ項目に沿った形で具体的に記述していくというようなものが最後につくというような構成案も考えられるのではないのかということです。これはほんの一例ですが、そういうようなペーパーをつくらせて頂きました。

川那部部会長

これも含めて、委員の方、いかがでしょうか。

中村委員

基本的にはメモの通りかなと思います。先ほど来の議論とそこはあまりないと思います。ただ、このメモに盛られてないことが幾つかあって、それについては、大至急つくり上げていけばよいと思います。そうすると、方針が見えてきますので、かなり作業はしやすいと思います。このメモがあるとないとは、随分違うということですかね。

川那部部会長

中村委員が今おっしゃったような形になると思います。庶務の案に盛り込む作業を中村委員に1日2日でお願いできますでしょうか。そういう形で全体の構成が出てきたところで、どなたか作業をしてくださる方が必ず出てきて下さるだろうと期待するというようにさせて頂きたいと思えます。

庶務、ありがとうございます。

それで特にご議論がなければ、これくらいにさせて頂きたいと思います。

資料4-1-1「河川整備の方針について」に対して、特に何か言わないといけないような問題がありますでしょうか。初めから申しておりますように、部会として特に何かというのがなければ、各委員が議論をして頂ければ済むことなのです。あまりこちらから何かないと申し上げる必要はないのです。是非、多くの方が既にご存じだと思つたので、作業部会あてに、つまり庶務あてに意見を出して頂くということによろしいですか。

庶務の方からもあるかもしれませんし、或いは委員の中からもあるかもしれませんし、或いは「河川管理者」からの報告があるかもしれませんが、何かありますでしょうか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

資料2-3で、河川管理者からの資料が提供されていますので、それについてはどうでしょうか。

川那部部会長

資料2-3、「河川管理者からの提供資料」というのがあります。つまり、住民対話集会を「河川管理者」としておやりになった、或いはおやりになるということに関して、何かご報告頂くことはありますか。どうぞ、児玉所長、お願いいたします。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

資料2-3は住民対話集会の実施予定の報告です。委員会の方から頂いておりました提言に基づきまして、ダム、或いは河川敷の利用についての対話集会を予定しております。それぞれ、まずファシリテーターについては既に資料2-3に記載させて頂いているのは確定しております。日時もほぼ確定しておりますが、まだ調整中のものもあります。この中で、琵琶湖部会の関連は、No.5、10、11で丹生ダム関係、それから河川敷の利用ということでNo.7、天ヶ瀬ダムの再開発ということでNo.12、これらが実施予定です。それぞれの少し詳細な、どういうやり方でやるかといったことについて、現時点でのものでありますけれども、それが次のページ以降に添付しております。

これらはそれぞれファシリテーターの方とご相談させて頂いております。従いまして、全く同じ方法ではなくて、むしろそれぞれのテーマごとにやり方等が異なっております。ベースとしては、委員会の方から頂きました提言をベースにしておりますけれども、少しずつやり方が違ってありますが、これはいろいろな方法をやってみるということも必要だと思っております。また結果についてはご報告をするようなことになろうかと思つています。

川那部部会長

淀川水系流域委員会がやるものではなくて、「河川管理者」として、各事務所が行うということですね。No.1、No.2、No.3、No.4は淀川河川事務所がおやりになるのでしたね。No.5からNo.12までのところは琵琶湖河川事務所がおやりになるわけですね。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

済みません。No.8とNo.9は大戸川ダム工事事務所です、こちら琵琶湖部会とやはり関係します。

川那部部会長

とにかく国土交通省に関係するところがおやりになるという内容です。それから、皆さまご承知のようにファシリテーターについては、委員会で、どういうファシリテーターがあり得るかということ「河川管理者」に聞かれたので、名前を挙げないで、こういう人は例としてあるということ委員会としては非公式に出したのがあるのです。それはもちろん例ですから、その方を入れなければならないということも何も無いということになっているということです。

参加委員というのは、委員会から推薦するというようなやり方がある時期には議論を、要請されたことがあったのですけれども、たしかNo.1からNo.4に記載されている4人に関しては、いわゆる「河川管理者」の方がおやりになることなので、委員については「河川管理者」の方からおのおのやって欲しいとおっしゃって、それをお引き受けなさるかどうかは本人次第であるという形にしたのだと思いますが、庶務、そうですね。

庶務(三菱総合研究所 新田)

はい。

川那部部会長

ということですので、逆の言い方をしますと、対話集会の参加委員といいますのは、いろいろな時に聞かれた時には、ご意見というよりは、流域委員会がどのようにやってきたかということについて、何かお話になるようなことはあるかも知れないということだけのことです。そういう内容であるということをご理解の上で、いわゆる「河川管理者」から要請があった時には、各人の判断で、それを受け入れて頂く、或いはとても駄目だということを書いて頂ければよいという、そういう内容のものだと思いますので、どうぞ委員の方々よろしくお願いいたします。

三田村委員

住民参加が関わっておりますのでコメントさせて頂きたいと思います。特に、今後琵琶湖部会に関わる場所では、委員にお声がかかるかもしれませんので、ご理解頂いた方がよいと思います。

その前に河川管理者にお願いしたのですが、丹生ダムについてですけれども、30人を集めて下さるといのは大変なことだろうと思います。是非ご努力頂いて、30人を集めて頂いて、それで幾つかのグループでおやりになる、これは非常に新しい試みでありがたいと思います。その成果を教えて頂きたいと思います。それは別にいたしまして、琵琶湖部会の委員の方々にイメージだけお伝えしたいと思います。今日の資料2-2-1をご覧になって下さい。住民参加部会が午前中で議論いたしました、新たに頂がつけられた第3部です。

非常に住民参加部会としては苦労したのですけれども、急にこれが決まりました。

資料 2 - 2 - 1 の 13 ページ、裏側です。ご覧になって頂ければと思います。これがあくまで部会のイメージ図ですので、この通りに 4 つのグループになるわけではありません。これはあくまでこのようなことが 1 つの案として考えられますよというものです。あくまで河川管理者とファシリテーターの中でお考えになる、むしろファシリテーターがおやりになることだと思います。

右の方に流域委員会というのがあります。多分こういうようなイメージはかわらないのだろうと思います。

これは一番初めの「どうするんだ河川敷」というテーマで、淀川の方でおやりになります。そのまま頂いている分です。先ほどの河川管理者が説明されました資料 2 - 3 のブルーの部分の参考にした部分です。「どうするんだ河川敷」というのがありますが、そういうテーマをテーブルの上には書いていただけです。そういうテーマで対話集会をやる場合にはこういうことがあるのではないのでしょうかということです。ファシリテーターがテーブルの 1 つに、円卓にお座りになって、対話集会の出席者、河川管理者は参加者と書いてありますけれども、私どもは出席者と書きました。ABCDEF の 10 名の方が、賛成、反対、或いはいろいろな立場でご参加になるのだろうと、このように参加して頂いています。それで、ファシリテーターが意見の調整役を兼ねた司会進行をおやりになるということです。

まず、私どもに関係のないところから申しますと、事務担当を新たに置かれるのだろうと思います。河川管理者は、これは記録だとかそういう部分があると思います。それから、主宰者であります河川管理者がこのようにお座りになってはどうでしょうかということです。

問題は、私どもに関わる流域委員会に参加を求められるケースがしばらく多々あると思いますので、その場合のケースです。オブザーバーとしてということになります。ですから、ラウンドテーブルには原則として座らないということです。もしファシリテーターがそのテーマについて意見を求めた場合には、川那部部会長がよくとられるように、私、こちらの方に座って発言しますという、そういうスタイルで、要するに身分を別のところに移してやって頂ければと私どもは考えております。

3 つ目のところ、委員、委員、委員とありますが、これはプリントミスです。実は、私どもの能力はそんなに大きくはありませんので、およそのことの理解はしておりまして、ファシリテーターが質問しても答えられると思いますけれども、詳細については答えられないので、庶務の方に是非出て頂きたいとお願いしてあります。それで、庶務の方が全資料をお持ちになるのは大変でしょうから、確定した資料だけでもよろしいですから、積んで頂いてご説明して頂くということになるかと、このようなイメージです。周りに一般傍聴者がいて、ファシリテーターが一般傍聴者から意見を求められる、或いは参加を求められるケースもあるし、或いはそうでないケースもあるという、そんなイメージですから、もしこういうようなイメージでご納得頂ければ、河川管理者、或いはファシリテーターからご依頼があった琵琶湖部会委員はご協力して頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

川那部部会長

この件について、特にありませんか。では、これはそういうことで、要請がありましたら、是非よろしくお願ひいたします。

他に何か報告して頂くようなこと、他からありますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

特にありません。

川那部部会長

ここで一般の方からご意見を承ってよろしいでしょうか。

それでは、お集まり頂いている方、最初に庶務が申しましたように、今日のような議論であれば一番ありがたいですけれども、それ以外でも結構ですので、ご意見がありましたら是非おっしゃって頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

傍聴者(千代延)

吹田の千代延です。

今日の参考資料-1、いつも意見を述べられております野村さんが日本経済新聞の記事をつけられて意見書を出されております。読んでおられる方はたくさんいらっしゃると思いますが、この前から日本経済新聞の近畿版で、近畿地方のダムに関する記事が連載されておまして、今朝も第6回目で載っております。

それを読みますと、新聞の記事ですから、全てが正しいかどうかは私どもにはわかりませんが、あの記事を1つの参考にしましても、ダムの関係でいいますと、自治体とか利水者、地元、それから当然河川管理者、そこへまた政治がからんでくるというような、非常に複雑で、河川管理者の方も方向を転換するのは非常に難しい状況に常に置かれていると思います。そういう状況にあり、今大きく方針を転換して頂かなくてはならない時期にあって、流域委員会で、今まで経験されたことがないような、2年9カ月とかいう真剣な検討がされておりますけれども、こういう時にこそ、流域委員会で20年、30年を見越して、あるべき姿というのを明快に言い切って頂きたいと、そのように強く願ひいたします。

そういう意味で、今日は来て、いそいそと拾い読みをさせて頂いたのですが、かなり思い切った歯切れのよいところが随所にあったと思いますので、この方向で琵琶湖部会の総論としてはまとめ上げて頂きたいと希望いたします。

ダムのことばかり言って申し訳ないのですが、河川管理者の基礎原案を見させて頂きますと、その前から出ていますけれども、ダムが有効であると書いてあります。琵琶湖部会でも触れられていますが、我々一般市民から見ますと、やはり河川管理者、国土交通省というのは、ダムありき、或いは動き出した公共事業はとまらないという、我々はそういう目ですと見ていたのですが、やはり今までの原案の中を見てみますと、そのおいがふんぷんとするということです。

そういうことに対して、例えば、「琵琶湖部会意見(031023案)」の5ページ真ん中の辺

りの下線部のところですが、丹生ダム、大戸川ダムについても、まず建設しないことを前提とした代替案について、踏み込んだ検討をすべきであると書いています。ここだけをとりて言うのではなくて、例えばの話です。このようにはっきり踏み込んだ意見書にまとめていらっしゃると思いますので、他のところもそうですが、かなり歯切れがよいと思っています。詳細について私も論評するだけの力はありませんけれども、この方向でまとめ上げて、10月29日にもって行って頂きたいと思います。大変ご苦労さまですが、よろしく願います。以上です。

川那部部会長

ありがとうございました。他の方はいかがでしょうか。

もうちょっと待たせて頂きましょうか。どなたかありませんでしょうか。

委員の方々からのご意見を頂くことにさせて頂きたいと思いますが、繰り返して申しますと、我々委員は、スケジュール表をもう一遍見て頂くこととなります。

資料-5ですね。もう一遍庶務から説明してもらおう方がよろしいですね。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略:資料5の説明]

川那部部会長

あえて繰り返しますと、10月26日までに第1部の「河川整備の方針について」のご意見があればお出し下さいということです。同時に具体的な整備内容についてのシートに関しては、同様に10月26日必着で個人でご意見を寄せて下さいということです。これは琵琶湖部会としてまとめる問題ではありませんが、作業部会ができて、以上のものは10月29日の委員会で確定をするということになります。

琵琶湖部会の部会意見は、作業部会からの案が出まして、これを文章として少し直したりしながらさせて頂きます。それから、基礎原案の第5章にあたるような問題に関しては、先ほど申しましたように、どなたかがきっと作業部会をつくっていろいろなことをして頂けるだろうと思っています。その前に、今日明日中くらいに中村委員が、ざっとした作業手順書を、庶務の案を考えながら出して頂けることになりました。それをメールでお送りいたしますので、その両方についてのご意見をメールで庶務経由で是非頂きたいと思っています。中村委員ご自身は、今月末から来月12日まで海外なのですけれども、その間でもメールの交換によってやることを予定しております。今、庶務が言ってくれましたように、11月17日辺りまでに部会としては確定して、全体のところへ持っていきたいと思っていますので、中村委員が12日に帰ってこられるのを待つのではなく、いろいろな意見を出して頂きたいと思います。

あとの方のどなたか決まっていな分についても、ただちに決まりましたらお知らせをさせて頂きたいと思います。17日頃ほぼ確定をいたしまして、文章はちょっとくらい直すようなことがあるかも知れませんが、できるだけ17日までにほぼ確定にするようにいたしまして、それで恐らく11月17日から26日までの間に全体の作業部会がきっと開かれる

だろうと思いますので、その内容についてもある程度作業部会として確定いたしまして、11月26日運営会議で議論して、12月9日の議論で完全に確定したいという、そういう順番です。

従って、数日後から11月10日くらいの間におのおの方々は部会としての意見内容についてのいろいろなご意見を、積極的に文章を直すような形で頂ければ一番よろしいと思いますし、特にお願いしたいのは、今日大体出た、5章対応の内容のことについての部分を、是非いろいろご意見を出して頂きたいと思います。

というようなスケジュールで進んでいくことになりそうだと思いますが、何かありますでしょうか。

中村委員

具体的な提案をさせて頂くと、ダム班と連携班と水位班の3つの検討があったのですが、その班長と私が今までのところはかなり時間と労力を使ってきました。今度は、各班長から副班長にバトンタッチをさせて頂いて、副部会長と各班の副班長を中心に、どう進めるかということも含めて、だれに分担するかという問題を含めて決めて頂くということはどうでしょうか。そこまでのところは班長と私で一両日中に庶務の方に、それに向けた材料を提供して、うまく次のステップに渡るようにしようとは思っています。

川那部部会長

副班長にお願いするというわけですね。名前を言って頂いた方がかえってよいかもわかりませんね。ついでに班長と副班長をもう一遍言って下さい。

中村委員

ダム班が寺川班長と仁連副班長ですね。それから、水位班が西野班長と川端副班長、それから連携班が嘉田班長と藤井副班長ということでした。ようするに班長と副班長がかわるというニュアンスになると思いますけれども、あと副部会長にその辺を見て頂くということのスケジュール、具体的にしないとなかなか進まないかなと思います。

川那部部会長

ついでに確認ですが、中村委員の思っているのは、既に中村委員がつくって頂いた部分に関するだけでなく、可能であるならば、基礎原案の具体的な内容に関する5章のところも含めて、その辺で考えて頂ければありがたいと、そういうことです。

中村委員

そうです。

川那部部会長

わかりました。いかがでしょうか。私もその通りでよいと思いますが、5章の方については私が絶対にやってやる方がきっと出てきて頂けるものと、どうぞそれは含めてお願い

したいと思います。

中村委員の提案は、皆さま、ある程度のご了解は頂けますでしょうか。では、中村委員の提案で進めさせて頂くということにさせて頂いてよろしいですか。どうぞよろしくお願いいたします。

それ以外に今日やらないといけないことは何かありますでしょうか。

寺川委員

確認ですが、10月26日までに出す意見というのは、資料4-1-1に対する意見ですね。

川那部部会長

そうです。

寺川委員

これについては、10月26日が最終になりますので、よく読んで頂いて、是非出して頂きたいということです。特に「はじめに」と「おわりに」は大幅に変わっております。是非ご意見をお出し頂きたいと思います。

それと、整備内容シートへの意見ですが、これも26日が最終となっております。資料3-2-1が作業部会で皆さまからお寄せ頂いた意見を集約したものです。これでよいかどうか、完璧ではなからうと思っておりますので、10月26日までに意見を出しておかないと、確定してしまうということです。部会の意見については、もう少し時間があると、私は理解していたのですが、それでよいわけですね。

川那部部会長

整備内容シートそのものについて、29日に確定してしまいますので、そのことは後で琵琶湖部会が何か言って変えるわけにはいかない話ですから、そこのところはきちとした形で確定させて頂きたい、それが26日までだという意味です。

それに対して、いろいろな注文をつけたりするような問題に関しては、確かに後で少し入れたりすることは可能だと思いますので、そういうものはありますけれども、できるだけ29日に確定した方がよいには違いありませんので、是非こういう検討を特にやるべきであるというようなものがあれば、26日までに出して頂かなければいけないということです。

江頭部会長代理

資料-5の3ページですが、運営会議に出ていけませんので理解できないところがあるのです。整備内容シートについての意見というのは、部会長がおっしゃったことだと思いますけれども、その下に10月29日委員会を横をずっと見て頂きますと、「5章への意見案議論」となっています。5章に対する、これは委員会の意見としてまとめるという意味ですか。

委員会の意見としてまとめるのは最後の委員会で確定するということですね。それは、琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会から出てきた5章に対する意見を踏まえて、委員会と

してつくるといことですか。

川那部部会長

10月29日委員会では、第1部については「委員会で案を議論、確定」、第2部は「シート意見案議論、確定」というところで、これは確定です。整備内容シートについて確定しておいて、5章への意見案については議論をすると、そういう意味です。本来の筋から言えば、5章の議論をして、その中に整備内容シートの内容が入っているのがごくあたり前なのですが、時間的ないろいろな問題等を含めた時に、整備内容シートについて、これは実施ということについて、皆さまが殆ど全部実施でよろしいとおっしゃっているような内容について、筋のためだけに1カ月待ってもらおうということはいけないだろうということです。整備内容シートについてこれは実施してよろしいということに関しては確定してしまおうというのが、委員会の議論でできまして、そういう形でやらせて頂きたいと思っているということです。

江頭部会長代理

例えば資料3-2-1、整備内容シートについて各委員から寄せられた意見が載っているわけですが、3ページ目見て頂きますと、環境-6、環境-7、環境-8に対する意見として、殆ど同じような意見が書いてあるわけです。これはもうそのままでもよろしいというようなことでしょうか。

川那部部会長

これは作業部会の方が27日にやって下さることですけれども、作業部会長の意見としては、こういうようなものについては、環境-6、7、8についてここまで一緒であるという意見を書いて、非常に似たようなものがたくさんあるような内容についてはかためてやるような形をとるようなことになるのだと思います。

例えば、資料3-2-1の16ページとか17ページの治水という問題のところでは、淀川高規格堤防整備事業、或いは堤防補強について、實際上殆ど同じことが書いてあります。これはもちろん繰り返しとしてはつまらない話ですので、ここについては同じである、ここはここについて違うという意見として出していくという、そういうやり方でまとめていきたいというのが作業部会長の意見で、きっとそうなることだろうと思います。

江頭部会長代理

ありがとうございます。

川那部部会長

そんなことでよろしいですか。それでは、そのようにさせて頂くということで今日は終わりにさせて頂きたいと存じます。私からお願いをいたしたいと思います。会議が16時半に終わりそうなので、大変申し訳ありませんが、過去の作業部会における代表及び、3つの検討班における班長と副班長の方、或いはここではまだ決められなくても、ひょっとし

で今のような問題について考えてやろうというような気を起こしていらっしゃる方は、まことに相済みませんが、部会が終わりましてから後、30分くらいお集まりを頂くと、今日お集まりを頂くということにさせて頂きたいと存じます。

それ以外の方が来て頂くことはもちろん歓迎です。今日30分くらいで済むと思いますので、集まって頂いた上で、先ほど中村委員が言って下さいました、今日明日中にどのようにするかとか、その後のことについて少し議論をさせて頂きたいと思います。それで中村委員よろしいですね。江頭部会長代理、よろしいですね。それでは、そのようにさせて頂きたいと思います。

今日はありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、これをもちまして、第27回の琵琶湖部会を終了させて頂きたいと思います。恐らくこれが最後の部会となることと思いますが、これまでの様々なお議論、或いはたくさんのご意見、大変ありがとうございました。

以上

### 議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1 . 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
- 2 . 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3 . 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。